

第 6439 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月18日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 新型コロナと申告期限の延長

**Q** : 今月が法人税の申告期限ですが、新型コロナに感染したらと思うと心配になります。申告期限の延長などの手当てはされているのでしょうか？

**A** : 期限延長が認められています。

### 【解説】

新型コロナの感染が心配ですが、次のような理由で申告が困難な場合は、申告期限の延長が認められることとなっています。

### 【個人・法人共通】

- ① 税務代理当を行う税理士(事務所の職員を含む)が感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所において通常の業務体系が維持できない状況が生じたこと

・ 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があるなど、その部署を相当の期間、閉鎖しなければならないこととなったこと

・ 学校の臨時休業の影響や感染拡大防止のため、企業が休暇取得の奨励を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること

### 【法人】

感染症の拡大防止のため、多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

